

広島県告示第千二百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成十九年広島県告示第百二十一号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十九年十二月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）一・四・〇〇一号広島南道路及び三・三・三四一号宇品観音線

三 事業施行期間

平成十一年八月三十日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

平成十九年広島県告示第百二十一号の事業地のうち広島市中区光南三丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分

なし